

令和7年度介護特定技能外国人マッチングから定着までの一体支援事業
業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、介護特定技能外国人マッチングから定着までの一体支援事業を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度介護特定技能外国人マッチングから定着までの一体支援事業
- (2) 業務内容 別紙1「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 業務委託契約締結日から令和8年3月31日までとする。
- (4) 委託上限額 4,600千円以内（消費税および地方消費税を含む。）

※1 本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

※2 成果の如何に関わらず支払いが行われる固定分と、成果に連動して支払いが行われる成果連動分が含まれる。（別紙「審査基準」（7 任意提案項目）参照）

※ 本プロポーザルは、富山県令和7年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務である。したがって、富山県議会において当初予算が否決された場合には、委託契約は締結しないものとする。なお、契約しなかった場合においても、プロポーザル参加者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む）、提供した知見の対価等については一切補填しない。

3 参加資格

本プロポーザルに応募できる者は、次の要件を全て満たす団体（特定非営利活動法人、社会福祉法人、一般社団法人や株式会社などの法人格を有する団体又は任意団体）又は複数の団体で構成する共同事業体とする。

- (1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (2) 団体の本部又は事務局機能を有すること。
- (3) 組織の運営に関する規則（定款・会則等）を有し、責任者が明確であること。
- (4) 事業の適正な遂行に必要な組織・人員を有すること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。
- (7) 富山県から指名停止措置を受けていない者。
- (8) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。
- (10) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。
- (11) 宗教活動や政治活動を主たる活動目的としていないこと。
- (12) 共同事業体にあつては、各構成団体が（1）から（11）に掲げる全ての項目を満たしている者であり、当該事業体を構成する団体間で締結した協定書を有すること又は当該委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること。

4 参加申込

プロポーザルへの参加を希望される場合は、令和7年4月17日（木）午後5時までに、「参加申込書」（様式第1号）を電子メールにて提出してください。（電話で到達確認をしてください。）

5 質問受付及び回答

- (1) 受付期間 公告の日から令和7年4月17日（木）午後5時まで
- (2) 質問先 「12 問い合わせ・提出先」のとおり
- (3) 質問方法 「質問書」（様式第2号）を用いて電子メールで提出すること。
（電話で到達確認をしてください。）
- (4) 回答期限 令和7年4月24日（木）
- (5) 回答方法 質問に対する回答は、すべての参加申込者に電子メールで送付します。
- (6) その他 以下の質問については、受け付けません。
 - ア 他の応募者に関する質問
 - イ 審査員に関する質問
 - ウ その他、プロポーザルに参加するものとして適切でない質問

6 企画提案書等の提出

- (1) 応募書類は次のとおりとし、サイズはA4（A3折込み可）とします。

①企画提案書

- ・ 事業の具体的な企画・提案（実施体制・スケジュールを含む。）を行うこと。
- ・ 本事業を活用してマッチングが成立した後、介護事業所が負担する（負担する可能性がある）費用について、その内容及び概算額を示すこと。
- ・ 特定技能外国人が円滑に介護事業所での就労を開始できるように、マッチングの成立した特定技能外国人及び県内介護事業所に対し、どのような支援の実施を想定しているか記載すること。
- ・ 登録支援機関の紹介に係る項目については、紹介可能な登録支援機関の概要（登録支援機関名、所在地、実績等）とともに、特定技能外国人の受入れに向けて、本事業での介護施設等への支援から登録支援機関への支援へとスムーズな移行がなされるために、どのような役割を果たせるかについても記載すること。

②法人概要（様式第3号）

法人の業務内容、事業実績等。共同企業体による場合、構成員全員分を提出すること。

（様式第3号の内容が全て記載されていれば、様式を変更しても構いません。）

③見積書（押印不要）

- (2) 提出方法 電子メール（電話で到達確認をしてください。）、郵送又は持参
※電子メールの場合は、PDFで提出してください。
- (3) 提出期限 令和7年5月2日（金）午後5時必着
- (4) 提出先 「12 問い合わせ・提出先」のとおり

7 委託団体選定方法

- (1) 応募団体からの提案内容について、選考基準により、応募書類とプレゼンテーションの内容を審査し、委託候補先を決定します。
- (2) プレゼンテーション日時・場所は、別途個別に案内します。
- (3) 審査基準は別紙「審査基準」とおりとします。

8 プロポーザル審査方法及び審査結果

- (1) 提案者が1者の場合でも、プレゼンテーションを実施しますが、この場合は、評価基準点(60点以上)を満たしているかどうかで選定の可否を決定します。
 - ① プレゼンテーションの日時(予定) 令和7年5月中旬 ※後日、個別に連絡
 - ② プレゼンテーションの会場(予定) 県庁周辺会議室 ※後日、個別に連絡
 - ③ その他
プレゼンテーションは、参加申込書を提出された順番で実施します。
プロポーザル参加者ごとのプレゼンテーションの持ち時間は、1者あたり20分以内とします。(説明15分、質疑応答5分)
- (2) 審査結果は、後日、採否のみ書面で通知します。また、審査結果に対する異議申し立てはできないものとします。

9 契約

採用者とは、内容を別途協議のうえ、契約を締結します。契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合があります。

受託者は、受託者が行う業務の全部を一括して第三者に再委託することはできません。

また、委託事項の一部について再委託を行う場合は、あらかじめ県の承認を受けなければなりません。

10 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じて複写することがあります。
- (3) この提案に要する経費は、すべて提案者の負担とします。
- (4) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (5) 当事業は、業務完了後に会計検査等への対応が生じる場合があるので、あらかじめ留意すること。

11 今後のスケジュール(予定)

- (1) 参加申込・質問受付期限 4月17日(木)午後5時
- (2) 質問回答期限 4月24日(木)
- (3) 提案書提出期限 5月2日(金)午後5時
- (4) プレゼンテーション実施 5月中旬(参加者に別途案内)
- (5) 審査結果通知 5月中旬
- (6) 契約締結 5月下旬

12 問い合わせ・提出先

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7 (本館2階)

富山県 厚生部 厚生企画課 地域共生福祉係 針山

受付時間は、午前9時から正午、午後1時から5時まで(土日・祝日を除く。)

T E L : 076-444-3197 (直通) F A X : 076-444-3491

E-mail : akoseikikaku@pref.toyama.lg.jp